

# 平成24年度予算概要及び税制改正概要 (省エネ関連施策)

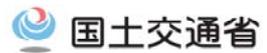
## 国土交通省 住宅局 住宅生産課

平成24年2月3日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 住宅・建築物の省エネ対策の推進

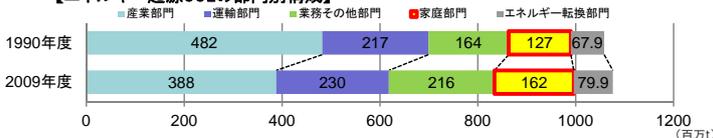


#### 現状

##### ○ 家庭部門・業務部門のCO2排出量は増加

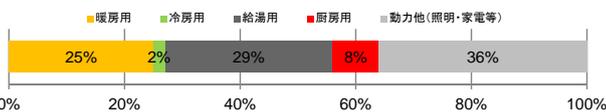
- ・家庭部門：127百万t(1990年)→162百万t(+26.9%)(2009年)
- ・業務部門：164百万t(1990年)→216百万t(+31.2%)(2009年)

##### 【エネルギー起源CO2の部門別構成】



(出典) 環境省報道発表資料「2009年度(平成21年度)の温室効果ガス排出量(確定値)について」(2011.4.26)  
京都議定書目標達成計画(2008.3.28)

##### 【家庭におけるエネルギー消費の内訳】



(出典) エネルギー・経済統計要覧(2011)

##### ○ 新築住宅の省エネ判断基準適合率

- ・新築住宅に占める省エネ住宅の割合は、平成20年度までは、1割～2割程度で推移していたが、住宅エコポイント制度の実施等により大きく上昇。

##### 【新築住宅における省エネ判断基準適合率の推移】



(単位: %)  
2006年4月より省エネ措置の届出を義務付け(2,000m<sup>2</sup>以上)  
2010年3月より住宅エコポイントの発行開始  
2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大(300m<sup>2</sup>以上)  
住宅エコポイント効果により2011年上半年は5~6割に上昇

※ 2009年度までは2010年度における住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値、2010年度は住宅エコポイント発行戸数(戸建住宅)、省エネ法の届出調査(共同住宅等)による推計値(暫定値)、2011年度は住宅エコポイント発行戸数による推計値(暫定値)

#### 政策課題／今後の取組

##### ■ CO2排出削減対策の基本的方向

###### ○ 住宅・建築物の省エネ化

- ・大規模建築物の省エネ基準体系の見直し
- ・省エネ基準適合義務化及びその工程を検討
- ・省エネ性能等の表示(ラベリング等)による「見える化」の促進

###### ○ 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電や、太陽熱・地中熱の導入を推進

###### ○ 既存ストック対策

- ・補助、税制等の支援による省エネ・リフォームの推進

##### ■ CO2排出削減対策の進め方

###### ○ ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減

- ・建設から維持管理、廃棄・再利用等までライフサイクルを通じたCO2排出削減

###### ○ CO2排出削減と快適性等の間接的便益の実現

- ・快適性や健康性、知的生産性の向上など間接的便益の「見える化」の推進

###### ○ 住宅・建設市場の活性化

- ・付加価値向上による住宅・建設産業活性化と中小事業者への配慮等

###### ○ 国民、事業者、行政が一体となったハード・ソフトの取組の推進

- ・ハードの取組みに加え、住まい方や使い方などのソフトの取組の推進

## 住宅・建築物に関する省エネルギー・省CO2への取組み

経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、有識者、実務者等から構成する「**低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議**」を設置し、住まいのあり方や住まい方について、省エネ・省CO2の推進方策を検討中。

### CO2排出削減対策の基本的方向

#### 住宅・建築物の省エネ化

- 大規模建築物の省エネ基準体系の見直し
  - ※これまでの設備毎の基準から、建築物全体での一次エネルギー消費量に着目した基準へ
- 省エネ基準適合義務化及びその工程を検討
  - ※産業・運輸等他部門の義務化等の取組みとの整合や国民・企業負担への配慮、機器等の性能担保方法、伝統的な木造住宅や住まい方の評価方法等に課題。
- 省エネ性能等の表示(ラベリング等)による「見える化」の促進

#### 既存ストック対策

- 補助、税制等の支援による省エネ・リフォームの推進。

#### 再生可能エネルギーの導入

- 住宅・建築分野において活用余地の大きい太陽光発電や、太陽熱・地中熱の導入を推進。

#### ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減

- LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅の普及等により、建設から維持管理、廃棄・再利用等までライフサイクルを通じたCO2排出削減。

### CO2排出削減対策の進め方

#### CO2排出削減と快適性等の間接的便益の実現

- 快適性や健康性、知的生産性の向上など間接的便益の「見える化」の推進

#### 住宅・建設市場の活性化

- 住宅・建築物の省エネ化を通じた高性能化、付加価値向上による住宅・建設産業活性化と中小事業者への配慮

#### 国民、事業者、行政が一体となったハード・ソフトの取組の推進

- ハードの取組みに加え、住まい方や使い方などのソフトの取組の推進

### 住宅・建築物の省エネ対策の強化に関する支援策

- 環境・ストック活用推進事業 (平成24年度予算案:173.1億円 (うち日本再生重点化措置 23.1億円))
  - ⇒中小工務店等が取組むゼロ・エネルギー住宅に対して支援を行うとともに、省CO2技術(断熱、設備、自然エネルギー等)の普及啓発に寄与する先導的な住宅・建築物プロジェクトや建築物の省エネリフォームに対する支援を実施。
  - ※東日本大震災からの復興において、省エネ対策を促進するため、民間事業者等のゼロ・エネルギー住宅等の被災地プロジェクトを支援。(平成23年度第3次補正予算:10億円)
- 住宅エコポイントの再開 (平成23年度第3次補正予算:1,446億円(環境省分含む))
  - ⇒住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイントを再開
- フラット35Sの金利引下げ幅の拡大(平成23年度第3次補正予算:159億円)
  - ⇒優良な住宅に係るフラット35の金利を引下げるフラット35Sについて、省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合の金利引下げ幅を拡大
- 住宅の省エネ改修に係る所得税・固定資産税の控除等

3

### 【平成23年度第3次補正予算】

## 住宅エコポイントの再開

平成23年度第3時補正予算 1,446億円(環境省分含む)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイント(※)を再開する。 <再開後の制度を『復興支援・住宅エコポイント』と称する。 >

(※)住宅エコポイント:環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行する制度。

### 事業の内容

#### ● ポイントの発行対象 ※平成24年1月25日より申請受付開始

##### エコ住宅の新築

平成23年10月21日(\*) ~平成24年10月31日に建築着工したもの

<工事内容>

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

(なお、太陽熱利用システムを設置する場合は、ポイントを加算)

##### エコリフォーム

平成23年11月21日~平成24年10月31日に工事着手したもの

<工事内容>

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事

<断熱改修の例>



複層ガラスへの交換



天井の断熱改修

エコリフォームに併せて、以下の工事等を行う場合は、ポイントを加算

バリアフリー工事

省エネ住宅設備の設置

耐震改修工事

リフォーム瑕疵保険への加入

(\*) 第3次補正予算案閣議決定日

#### ● ポイント数

##### エコ住宅の新築

被災地の経済活性化を進めるため、被災地のポイントをその他地域の倍に。

被災地 : 1戸当たり30万P  
 その他地域 : " 15万P

※太陽熱利用システムを設置する場合、2万Pを加算

##### エコリフォーム

###### 省エネ改修

工事内容に応じて2千~10万P

バリアフリー改修(5万P限度)

工事内容に応じて5千~2万5千P

省エネ住宅設備設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)

一律2万P

リフォーム瑕疵保険加入

一律1万P

耐震改修 15万P

1戸あたり  
30万Pが  
限度

別途加算

#### ● 商品交換

- ◆ポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換。
- ◆残りのポイントは、環境配慮商品(エコ家電や公共交通機関利用カード、環境配慮企業の商品等)への交換、追加工事への充当、環境寄附に利用。

4

住宅・建築物の省CO2化を一層促進するため、環境・ストック活用推進事業において住宅のゼロ・エネルギー化推進事業を創設し、ゼロ・エネルギー住宅等の普及促進を図る。

① 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業【新規】 ※日本再生重点化措置

高性能設備機器と制御機構等の組み合わせによる住宅のゼロ・エネルギー化に資する住宅システムの導入、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みに対する支援(国土交通省・経済産業省 共同事業)

【主な補助対象】ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額等 【補助率】1/2(補助限度額165万円/戸)

② 住宅・建築物省CO2先導事業

省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクトに対する支援

【主な補助対象】先導的な省CO2技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1/2

③ 建築物省エネ改修推進事業

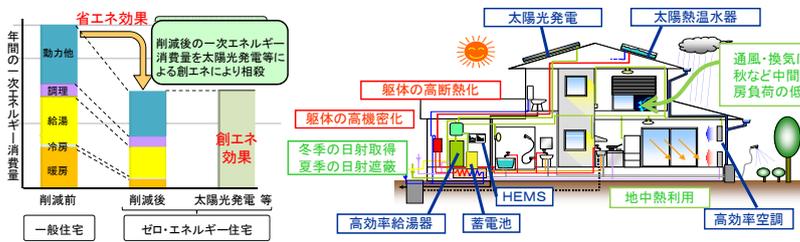
エネルギー消費量が建物全体で10%以上削減される建築物の省エネ性能の向上に資するプロジェクトに対する支援

【主な補助対象】省エネ改修事に要する費用、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1/3

<住宅のゼロ・エネルギー化の取組みイメージ>

■ゼロ・エネルギー住宅

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロになる住宅。



<建築物の省CO2技術導入の取組みイメージ>

◆新しい建築外皮の導入



地球温暖化、民生部門のエネルギー消費量の増加に対応し、住宅の省エネ化をさらに推進するため、ゼロ・エネルギー住宅の普及促進を図り、高性能設備機器と制御機構等の組み合わせによる住宅のゼロ・エネルギー化に資する住宅システムの導入、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みを支援する。(国土交通省・経済産業省 共同事業)

【以下、国土交通省担当分】

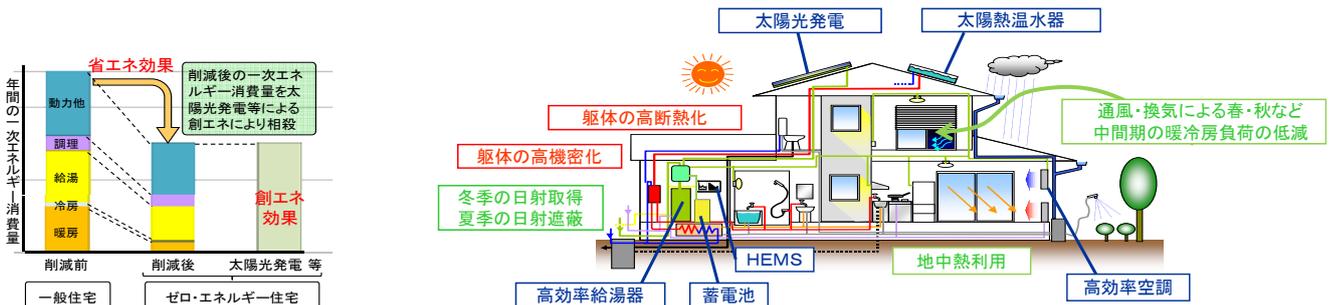
国が中小工務店等の提案を公募(学識経験者による評価の実施)

ゼロ・エネルギー住宅の取組みの実施

【主な補助対象:ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額等 補助率:1/2(補助限度額 165万円/戸)】

ゼロ・エネルギー住宅のイメージ

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロになる住宅。



事業実施後に、建築したゼロ・エネルギー住宅の仕様、居住段階のエネルギー消費量等をフォローアップ・公表

## 住宅・建築物省CO2先導事業

省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築物プロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、住宅・建築物における省CO<sub>2</sub>対策の強力な推進を図る。

国が民間等より広く提案を公募（学識経験者による評価の実施）

### リーディングプロジェクトの実施

新築

既存の改修

マネジメントシステム整備等

<プロジェクトのイメージ>



<想定される提案例>

- エネルギーの有効利用
  - ・太陽光、太陽熱、風力、地熱等の自然エネルギーの有効利用 等
- 高効率な熱源システムの導入
  - ・複数建築物間の熱融通
  - ・燃料電池システムの導入 等
- エネルギーの使用を効率化するシステムの導入
  - ・エネルギー消費量の見える化 等
- 地域特性に応じた取り組み
  - ・気候風土を活かした設計手法 等
- 建設・解体時における省CO<sub>2</sub>化
  - ・国産材・天然乾燥木材の利用 等

### 【応募・採択の実績】

採択年度	採択年度		応募件数	採択件数
	第1回	第2回		
平成20年度	第1回 (H20.4.11~5.12)		120件	10件
	第2回 (H20.8.1~9.12)		35件	10件
平成21年度	第1回 (H21.2.6~3.31)		46件	16件
	第2回 (H21.7.15~8.25)		52件	20件
平成22年度	第1回 (H22.3.5~4.9)		49件	14件
	第2回 (H22.8.16~9.24)		42件	13件
平成23年度	第1回 (H23.5.12~6.30)		39件	13件
	第2回 (H23.9.9~10.31)		35件	12件
合計			418件	108件

### 【採択事業の内訳】

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計
		第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	
		新築	建築物	4件	5件	8件	9件	8件	8件	
新築	戸建住宅	4件	3件	0件	5件	0件	3件	3件	3件	18件
	戸建・集合住宅	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件
	集合住宅	0件	0件	2件	2件	2件	0件	1件	1件	7件
改修	住宅・建築物	1件	1件	4件	1件	2件	1件	2件	0件	12件
	マネジメント	1件	1件	1件	0件	1件	1件	1件	2件	6件
	技術の検証	0件	0件	1件	2件	0件	1件	1件	0件	5件
計		10件	10件	16件	20件	13件	14件	13件	12件	108件

※辞退を除く、全般部門のみ。平成21年第2回の戸建工務店対応事業に採択された3件は、戸建住宅に含む。

事業の成果等を広く公表

→ 取組みの広がりや意識啓発に寄与

## 建築物省エネ改修推進事業

建築物の外壁や窓の省エネ性能を向上させるとともに、効率性の高い空調・給湯設備への更新等を行う省エネ改修事業を公募し、工事費等の一部を補助することで、既存建築物の省エネ化を推進する。

※更なる省エネの推進を図るため、省エネ改修を契機にエネルギー使用量等の計測に取り組み、継続的なエネルギー管理や省エネルギー活動を実施することとしている。

### 【事業要件】

○事業の要件

- ・建物躯体(外壁・窓、屋根等)の省エネ改修を行うもの
- ・建物全体において、改修前と比較して10%以上の省エネ効果が見込まれること
- ・エネルギー消費量等の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること 等

○補助対象

工事費、設備費、エネルギー計測に係る費用

○補助率 限度額

1/3 5,000万円(設備部分は2,500万円)

### 【応募・採択の実績】

	応募件数	採択件数
平成20年度 (H20.12.26~H21.1.29)	約1810件	約480件
平成21年度 第1回 (H21.5.25~H21.6.25)	約120件	約110件
平成21年度 第2回 (H21.8.11~H21.9.25)	約220件	約200件
平成22年度 第1回 (H22.3.5~H22.4.16)	約520件	約480件
平成22年度 第2回 (H22.8.16~H22.9.15)	約840件	約230件
平成22年度 第3回 (H22.12.1~H22.12.22)	約590件	約370件
平成23年度 (H23.6.6~H23.8.1)	約460件	約300件

公募・予算の範囲内で事業内容に応じ、採択

### 省エネ改修の実施・工事費等補助

<省エネ改修の内容例>

○躯体(外皮)の省エネ改修

- ・屋根・外壁等(断熱)
- ・開口部(複層ガラス、二重サッシ等)
- ・日射遮蔽(庇、ルーバー等) 等

○高効率設備への改修

- ・空調、換気、給湯、照明、昇降設備、
- ・太陽光発電設備※

※設備改修が太陽光発電のみの場合は不可

<省エネ改修事例>

○Before



○After



エネルギー使用量の計測・報告  
継続的なエネルギー管理や省エネルギー活動を実施

# 認定低炭素住宅の促進のための特例措置の創設

(所得税、登録免許税、個人住民税)

高い省エネ性能等を有する住宅の普及を促進するため、認定低炭素住宅に係る所得税、登録免許税、個人住民税の特例措置を創設する。

## 政策の背景・目標

低炭素型の都市の実現のため、都市における温室効果ガスの排出を抑制していくことが喫緊の課題

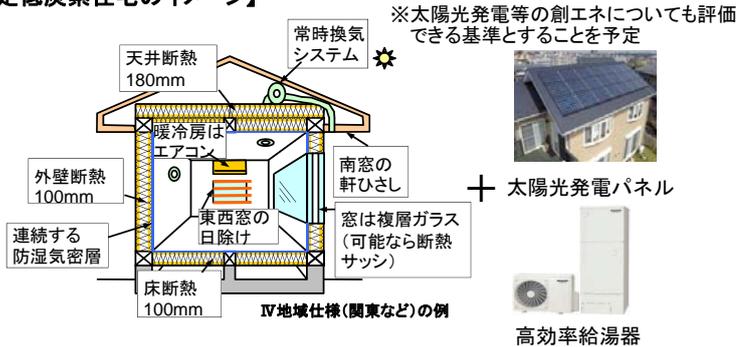
→都市を構成する住宅・建築物の省エネ化等を促進することが重要

## 省エネ性能等の認定制度の創設

住宅の省エネ化等を促進するための措置として、所管行政庁による省エネ性能等の認定制度を創設することを予定

<「都市の低炭素化の促進に関する法律案(仮称)」>

## 【認定低炭素住宅のイメージ】



現行省エネ基準(H11基準)に比して一次エネルギー消費量が▲10%以上となること等、住宅の低炭素化のための措置が講じられていることを求める。

## 税制改正内容

**所得税 個人住民税 H25.12.31まで**

住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額の引き上げ

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円(一般住宅3,000万円)	1%
平成25年	10年間	3,000万円(一般住宅2,000万円)	1%

※ 控除額が所得税額を上回る場合は翌年度の個人住民税額から控除(最高9.75万円)

**登録免許税 H26.3.31まで**

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記: 0.1% (本則0.4%、一般住宅特例0.15%)

所有権移転登記: 0.1% (本則2%、一般住宅特例0.3%)

## 【所得税・登録免許税の納税額の例】

	特例適用後の納税額	減税額
所得税(ローン減税:10年分)	34.6万円	4.0万円
登録免許税(保存登記等)	4.8万円	0.8万円
計	39.4万円	4.8万円

※住宅価格約2,700万円、住宅ローン借入額約3,200万円(土地代含む)・返済期間35年、年収800万円、配偶者+子供1人と設定